

会 議 録

- 1 附属機関の会議の名称 平成26年度第1回水戸市廃棄物減量等推進審議会
- 2 開催日時 平成26年5月7日（水）午後1時00分から
午後2時30分まで
- 3 開催場所 水戸市役所本庁舎南側臨時庁舎 2階大会議室
- 4 出席したものの氏名
 - (1) 委員 会長 井上繁，
飯田正美，植田修一，川崎晃一，吉田俊明，菊地健，
荘司道之介，菊池直樹，檜山敏子，島村真知子，藤枝みち
 - (2) 執行機関 市民環境部長 三宅正人，ごみ対策課長 佐藤則行，
清掃事務所長 齋藤利光，ごみ対策課課長補佐 篠原芳之，
ごみ対策課ごみ減量係長 会沢知洋，ごみ対策課計画係長
遠藤宏律，ごみ対策課主事 角田光紀
 - (3) その他 欠席委員 上村伸彦，赤林泰寛，江尻加那，菊地弘幸
- 5 議題及び公開・非公開の別 水戸市ごみ処理基本計画（第3次）の素案について（公開）
- 6 非公開の理由
- 7 傍聴人の数（公開した場合に限る。） 0人
- 8 会議資料の名称 資料1 （素案）水戸市ごみ処理基本計画（第3次）
【計画の構想，基本施策】
資料2 水戸市ごみ処理基本計画（第3次）
策定スケジュール（案）

9 発言の内容

(開会、会長挨拶、欠席委員報告、会議録を確認し署名する委員の選出)

会長ー それでは議事 水戸市ごみ処理基本計画（第3次）の素案について、事務局より説明願う。

執行機関ー 資料 (素案) 水戸市ごみ処理基本計画（第3次）【計画の構想、基本施策】について説明する。

今回お示しするのは、今後計画書となっていくもののうち、第3章、第4章に相当する部分である。第3章については、これまで開催してきた審議会において、委員の皆様から御了承をいただいていた内容をまとめたものとなる。今回は第4章、基本施策について、主に説明を行う。

説明の前に、目次に誤りがあるので、訂正をお願いします。

まず1ページでは、目指すべき姿として、この新しい計画を進めていくための基本的な考え方を示しており、第4回の審議会では、基本理念として説明し、御指摘をいただいた部分について見直していくことを前提に、御了承をいただいたところである。

今回、見直しを進めるなかで、説明する文の修正に合わせ、目指すべき姿として標語となる部分についても見直しをした。新たに提示する目指すべき姿は、「快適な未来に進む資源循環型都市・水戸 ～発生抑制・再使用と再資源化の徹底～」とし、再度御覧いただくものである。

2ページからは、こちらもこれまで御審議いただき、御了承をいただいた計画の基本方針と計画の目標を示している。

この計画の最優先事項として、基本方針のⅠに、ごみの発生抑制(リデュース)・再使用(リユース)の推進を掲げている。また、基本方針のⅡにおいては分別の徹底と再資源化(リサイクル)の拡大、基本方針のⅢにおいては資源循環型の廃棄物処理システムの確立を掲げている。

目標については、項目は大きく分けてごみ排出量の減量と、リサイクル率の向上としている。こちらも御審議いただいていたとおり、1人1日当たりのごみ排出量を目標年度の平成35年度までに約25%以上の減を達成すること、1人1日当たりの家庭系ごみ排出量も約25%以上の減、事業系ごみ排出量は約20%以上の減を達成することとし、リサイクル率については25%以上にすることを定めている。

4ページでは、ごみ排出量の推移として、これまでの実績値と将来推計値、平成30年度は中間年度、平成35年度は目標年度になるが、それぞれを示している。

5ページから8ページまでは目標項目と目標数値を示し、それぞれ目標の設定の

考え方，現況，施策を実施していくことにより目指す目標を表した。

9 ページから，基本施策を説明する。

基本施策については，前回の審議会において，参考として，施策はこのようにしてお見せしていくことになるというかたちで，施策項目の並びをお示ししたが，その後の事務局での調整により，修正を施し，今回資料としてご覧いただく運びとなった。

9 ページでは，3つの基本方針に連なる基本施策，その具体的施策を一覧にし，今回はこの具体的施策のうち，前計画になかった新規のものと，新規以外で重要である施策について説明する。

新規となる具体的施策は4，6，7，10，11で，また，9については，施策の項目としては前計画から引き続いて実施すべきものとしているが，施策の主な取組は新たな分別等に関係する内容であるので，御審議の際に御留意いただきたいと考える。

それでは10ページから説明する。基本方針Iでは，Iのi，啓発活動・環境教育による意識改革を，基本施策の第1番目にあげている。本計画において基本方針のIに掲げ，最優先事項とすごみの発生抑制・再使用を推進するには，排出者となる市民の皆様，事業者の皆様が，普段の生活において3Rを意識して行動することが重要となる。

1の環境教育の推進では，整備を予定しているリサイクルセンターを拠点とした，幼児から大人までの一貫した環境教育を積極的に行い，発生抑制，再使用及びリサイクルの意識の高揚を図る取組を進める。2の循環型社会の基礎となる情報提供の拡充においては，より多くの方に情報を伝達できるよう，産学官の連携も考慮しながら，インターネットやスマートフォン等のメディアの活用の拡大を図り，積極的な情報提供に努める。

続いての基本施策，I-iiのごみの発生・排出を抑制する具体的取組については，4のライフスタイルの転換によるごみ排出抑制の推進が新規の施策となっている。

人々の生活様式は，これまで築かれてきた大量消費社会のもと，どんどん新しいものを購入し，どんどん捨てる，いふなれば使い捨て中心の社会であった。しかし，環境への配慮という考え方が近年大きな社会的位置を占めていることを踏まえ，時代の変化に合わせ，人々の生活様式も変えていく必要がある。

こうした使えるものは繰り返し使う社会への転換に向け，再使用に係る情報の提供や，マイバッグ持参の推進，リサイクル品の優先的購入などに主に取り組み，施策を進めるものである。

12ページの，具体的施策の6，ごみの減量・再資源化へ向けた意識醸成は，この施策の取組として，まず，平成18年度に導入した家庭系ごみの有料制導入による効果の検証を行い，それを適正なごみ処理運営確保につなげるべく，手数料の見直しについても検討をするものである。また，主に市民団体を対象に実施して

きたごみ減量表彰制度については、積極的に取り組む事業者についても、その対象として拡大を図る。

続いて7の民間独自ルートによる減量化の推進であるが、事業系のごみにおいて排出抑制、再資源化を進めるため、分別の徹底等の指導・啓発を図るとともに、一般廃棄物収集運搬業者等と連携し、民間独自ルートの再資源化を推進する。また、これまで紙ごみとして処分されていたシュレッダーくずについては、近年の再利用に係る技術向上に伴い、資源として活用が可能になりつつあることから、その再資源化のルートの確立に向け検討を行う。

続いて13ページ、基本方針のⅡのi、新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組を説明する。

9の分別・排出区分の拡充と再資源化の拡大については、前計画でも基本施策として項目があったが、新計画においては、その取組の多くが新たな処理、収集区分とすることが予定されることから、新規の取組としている。

続いて14ページをお開き願う。10のその他再資源化区分の検討では、新たに事業系生ごみの再資源化、紙製容器包装の再資源化の調査と収集方法の検討、ごみ焼却灰の有効利用を主な取組としております。

事業系生ごみについては、食品リサイクル法により、事業者自らが再資源化に取り組むよう規定されている。その促進のため、実態調査や情報提供により再資源化を推進する。

紙製容器包装については、再資源化を図るための実態把握や収集方法の検討を進め、さらに、新ごみ処理施設の整備に合わせ、焼却灰等の有効利用を図ります。

基本方針Ⅱ-iiは事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組であるが、ここでは新たに11として、市民、事業者におけるリサイクル実践行動を具体的施策としている。こちらについては、主な取組そのものは前計画から継続して実施すべきものとしているが、施策の区分として新たに項目を設け、市民の皆様、事業者の皆様の実践行動に係る施策とした。

地球環境の負荷の低減に向け、資源の有効活用を進めるためには、市民一人ひとりがごみの分別、再資源化を意識し、リサイクルの実践行動に取り組むことが重要である。そのため、関連情報提供システムの構築を図り、その登録を促進し、情報提供に努める。

集団資源物回収については、協力団体の意向を踏まえた品目の指定や、協力団体の拡充につながるよう取り組み、市としても市民の皆様がさらに取り組みやすくするような環境とすることを検討する。

さらに事業者の皆様が自主的に取り組む資源物の店頭回収は、取り組む事業者の拡大を促していく。

続いて15ページ、基本方針のⅢを説明する。この方針における施策は、ほぼ前計画から引き続いて実施していくものであるが、計画期間中に大きな動きのあるものは、やはり新ごみ処理施設の整備である。

17の新ごみ処理施設の整備については、廃棄物の効率的な処理に向け、環境への負荷を最小限に抑える最新技術を導入した新たなごみ焼却施設を整備する。整備に当たっては、環境保全・公害防止対策に万全の措置を講じ、ごみを安定的・効率的に処理するとともに、資源の有効利用が図れる施設とする。また、災害廃棄物の処理拠点として、災害廃棄物の処理を考慮した施設整備を進め、さらに、焼却処理時に発生する熱エネルギーの有効利用方法について検討を進める。

焼却施設以外の整備については、燃えないごみの破碎処理とびん・缶、ペットボトル及びプラスチック製容器包装の再資源化を進めるためのリサイクルセンターを整備する。整備に当たっては、不用品の補修、再生品の展示等を実施するとともに、ごみ減量、再使用等に係る環境学習を行えるよう、啓発機能を併せ持つ交流拠点施設として検討する。

さらに、小吹清掃工場の機能保全に努めるとともに、跡地の整備に向けた検討も、計画期間の中で行っていく。

現在加入している一部事務組合については、市全域での単独処理に移行することから、脱退や解散に向けた協議を、各一部組合及び構成市町と進める。

18の第一、第二最終処分場の適正管理及び跡地整備については、現在埋立てを行っている第二最終処分場について、埋立て完了後の跡地の整備について、周辺環境との調和、地元住民の要望などを踏まえた施設として、検討を進める。

これら具体的施策における主な取組のスケジュールは、19ページから23ページにお示ししている。新計画における新たな取組は、計画の前期で、準備として計画を進め、計画の後期で実行に移そうと考えるものになっている。

既に実施したもの、また、前計画から継続してくる取組は、計画前期での実施を踏まえ、後期において点検し、さらに実施をしていくという考えとなっている。

以上、ここまで説明した施策については、本市としては、大筋としてこの形で進めて参りたいと考えている。御審議についてお願い申し上げます。

24ページ以降は、計画の推進体制、計画の進行管理で、こちらは前回の審議会において概ね了承をいただいている。計画の推進体制は、進め方を図示しているが、市民、事業者、行政がともに手を携え、協働によって目標達成に向けて取り組んでいくことを表している。

三者の役割については、前回の審議会において、考えられる役割の項目をご覧いただいているが、今回はよりわかりやすい表現に改め、委員の皆様にお示ししている。また、計画の進行管理についても、前回の審議会でお示しし、御意見を頂戴した部分の修正を踏まえ、今回改めてまとめた形を示してあるが、今回は現状でのイメージの提示として御説明させていただく。今後、計画書の作成を進める中で、より見やすくわかりやすいデザインにするため、今回のデザインからは変更する予定でいるので、御理解を賜りたいと考える。

会長ー ただいま事務局から資料について、説明があったが、自由に質問及び意見をい

ただきたいと思う。

委員一 この審議会において、目標について何度も意見を言わせてもらったが、いい数字が出ていると思う。目標通りに計画が進めば、本市も環境にやさしい素晴らしい都市になるのではないかと思う。今後計画ができれば、きちんとスケジュールを点検していただきながら進めていただきたい。質問は2点ある。12ページの6の項目にごみ処理手数料の見直しの検討があるが、これは適正なごみ処理の運営確保に向けてという言葉の前に出ているが、前提としてはどういったことを考え、検討するのか、具体的に現時点で考えていることがあればお示しいただきたい。2点目は17ページ、17の項目に小吹清掃工場の機能保全及び跡地の整備に向けた検討が記されているが、これはいつごろまでに、目途として、跡地の整備について検討されていく予定であるか、現在どのくらい進んでいるか伺いたい。

執行機関一 1点目のごみ処理手数料の見直しについては、平成18年度に家庭系ごみの有料制を導入し、それから10年が、この計画の期間中に迎えるということもあり、適正運営に向けてという部分は、今後新たな清掃工場等を作り、分別の種類も増やしていくことなど、総合的に勘案しまして、10年というひとくくりの中で、ごみ処理手数料を見直していきたいと考えている。今の時点で具体的にどうするという考えはない。小吹清掃工場の機能保全及び跡地の整備に向けた検討であるが、当然のごとく新たな清掃工場等ができるまでの間の機能保全は、適正管理していかななくてはならない。22ページにスケジュールを示しているが、現時点では具体的には決定していない状況である。

執行機関一 小吹清掃工場の跡地であるが、まず、新しいごみ処理施設はいつまでに作るのかが一つの目安になる。新しいごみ処理施設の稼働予定は平成30年度末、平成31年3月末の稼働を目標にしている。その後、小吹に関しては、現在の施設を取り壊した後、跡地利用、整備を図っていききたいと考えている。従って、小吹地区の地域振興ということにも大きく関わることであるので、それまでの間、具体的に取り壊すまでには、どういった跡地利用をしていくのか、地元の意見なども伺いながら定めていくということを一つの目標にしていきたいと考えている。

委員一 ごみ処理手数料の見直しというのは、あくまで家庭系ごみの有料制のことか。それとも、持ち込みのごみまで含むのか。

執行機関一 現時点でごみ処理手数料として設定している手数料全般について考えている。

委員一 ごみ処理手数料の見直しは、あくまでも新工場ができてからの話しか。

執行機関－ 新清掃工場ができた際に、リサイクルセンターという分別の施設も作ることもあり、そこでは現時点で行っている分別をさらに拡充していきたいと考えているので、トータルで考え、必然的に新清掃工場稼働に合わせてやることになると思う。

委員－ 新工場稼働に合わせてという説明があったが、これはそのまま受け取っていいのか。新工場ができるまで変わらないという捉え方でよろしいのか。

執行機関－ そこまで断言したものではない。

委員－ 最後の改定から10数年経って、そろそろ値上げかなと我々も考えている。事業主からも値上げはないのかという声も出ている。値上げするのであれば、前もって、最低でも1年前には告知していただきたい。ある程度の規模の会社は、ごみ処理手数料を支払うにあたり年間計画や予算といった都合もあるので、直前の告知では困る。

会長－ これは要望である。ほかにいかがか。

委員－ 20ページ、7の2のシュレッダーくずの再資源化ルートの確立であるが、現状では燃えるごみとともに出されており、収集運搬業者としては再利用しづらい。シュレッダーくずはそれだけで出すなど、条例などにより厳しいルールを作っていくないと、前には進まない。現に他の都市ではやっているわけだから。シュレッダーくずに関しても、現状での再生利用できている率は20～30%くらいであるが、5年と言わず、早く取り組んでいただきたい。

執行機関－ とにかくできることから取り組み、他市の事例も参考にしながら制度設計を考えていきたい。

委員－ 11ページの4にあるリサイクル品の優先購入の促進とは、具体的にはどのようなことか。

執行機関－ 例えば再生紙や再生繊維の衣料など、リサイクルされた原料を使用して生産されたものである。これらを優先して利用することにより、循環型社会の構築に寄与するものと考えている。

委員－ 9ページの基本施策Ⅱのii、事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組に関してお聴きしたい。2年ほど前まで、オフィス町内会という組織があり、事業系の資源物を集める活動を行っていた。東京電力さんが事務局になって30社くらい

参加していたが、現在は解散している。行政として今後、そのような事業所主体の取り組みをけん引して行こうという考えはあるか。予算がかかることであろうから、検討ができるかどうかというところをお聴きできればと思う。

会長ー 補足をする。東京の神田では、数多くある中小の事務所が自主的に、再利用できるような事務系の廃棄物をまとめて集めて、それをトイレットペーパーなどに再生して使用するといったことを組織的に行っている。それが一部の地方都市にも広まってきている現状がある。

執行機関ー 自主的な取組については促進していきたいと考えているので、検討する。

委員ー 14 ページにある使用済み小型家電の回収について、現在の対象品目は水戸市では何品目あるのか。

執行機関ー 現在水戸市では拠点回収という方式で回収を行っており、10 か所の市内公共施設に回収ボックスを配置し、携帯電話やスマートフォン、携帯タブレットやアダプターなど、14 品目を対象として回収している。

委員ー 回収ボックスには何を入れていいのかという説明はあるのか。

執行機関ー 回収ボックスの上部に対象品目を記載しているので御確認いただきたい。ホームページにも掲載している。お問い合わせいただければ御案内する。

執行機関ー 2月に決めたばかりであるので、市民の皆様に周知が図られていないという部分がある。今後もPRに努めていく。

委員ー 11 ページにある不法投棄の防止について、事業系のごみが黄色い袋あるいは水色の袋で出された場合は、不法投棄に当たるのか。

執行機関ー 家庭ごみの袋での排出ということなので、収集する側としては、収集対象として収集している。

執行機関ー 事業系のごみを家庭ごみの収集袋に入れて、集積所に出した場合はどうなのかという趣旨の質問と思うが、11 ページで言っている不法投棄は、山林などに不法に捨てられている様々なごみをイメージしている部分である。今の委員のご発言については、事業系ごみの排出管理と指導の徹底の分野で、行政として啓発をしていくということで、この計画はまとめている。

委員一 もうひとつ、白トラックで何でも無料で回収するとうたって回っている者たちについて、不法投棄に関わってくる部分がある。その人たちの取り締まりについて、市はどのように考えているか。

執行機関一 数年前にも市の広報等を通じ、市民の皆様にご注意を喚起している。今後も広報等により、市民の皆様へさらなる注意喚起をしていきたいと考える。

委員一 無料といううたい文句につられてしまう方がいる。車に積む前には無料と言っておきながら、車に積んでから、お金を要求してくる。続いて、意見を申し上げる。事業系のごみと事業系ではないごみの注意喚起について、以前、自治会に美化委員を委嘱していた時期があったかと思う。その方が事業所に注意をしたような経緯もあると聞いたことがあるが、今後、自治会を使ってそのようなかたちをとれるかなというのが要望である。それによって、適正な処理につながり、市の収入も増えると考えている。

執行機関一 要望ということであるが、基本ルールは、家庭系ごみは市で収集し、事業系ごみは許可業者ないし自己搬入ということであるが、特に小さな事業所では徹底していない部分が見受けられるので、御意見を参考にしながら、今後も粘り強く、いろいろな機会を捉えて、啓発活動をやっていきたい。

委員一 市が訴えられるような事態になっては困ると考える。

会長一 自治会・町内会の委員を活用して市から依頼をするという趣旨であったかと思うが、基本的に自治会・町内会は行政とは独立した組織になっているので、行政としてそうしたことをどこまでできるかということには限界がある。自治会・町内会は行政の下部組織という位置付けにはなっていないので、一種の難しさがある。

委員一 15ページの13に自治会未加入者の取組があるが、現在およそ12万世帯あるうち、自治会未加入世帯の割合は、概ねどのくらいであるか。

執行機関一 自治会・町内会への加入率は、現在、世帯の割合では約65%となっている。この数字は減少傾向である。所管である市民生活課が中心となって加入率上昇に取り組み、また、今年定めた水戸市第6次総合計画にも、今後10年で70%に戻そうという計画を持っている。PR方法としては、転入者に対する町内会への加入促進のためのパンフレットの配布、不動産業者等への周知を行っている。

会長一 規模の大きい宅地開発が行われるときには、地元の町内会とデベロッパーが話

し合い、自治会・町内会への加入を協定で結ぶというやり方をしている場合もある。

執行機関一 新しい住宅地が開発されれば、ごみ集積所は必ず作られる。それは市で管理するのではなく、自治会で管理するわけであるから、そういうきっかけも、加入率上昇を図っていくうえでは重要と考えているので、そういう面も捉えながら、向上に努めていきたい。なお、自治会・町内会への加入率は、ひところは80%、90%あったものが、ここ10年15年で65%まで下がっているのが実態である。

委員一 踏み込んでお聴きすれば、加入率が落ちてしまった要因として考えられるものはあるか。

執行機関一 アパート、マンション等がひとつの要因として考えられる。特に賃貸の方は、一時的な居住者が多いせいか、自治会・町内会に加入しないことが多い。マンション等でも、分譲の方はマンションごと加入いただいているところもある。ここでは管理組合等の組織があるので、そういった接点がある。もう一つは、個人個人の、自治会・町内会への意識の変化が現実にある。東日本大震災の後、絆という言葉で、助け合いということが大変注目され、それもPRしているところであるが、町内会に加入して何のメリットがあるのかというような、自分だけのメリット・デメリットを考えてしまうということが実態としてあるようだ。

会長一 関連する話として、水戸市のエリアの中で、町内会に入りたくても、そういう組織がないというところはないか。

執行機関一 全部を網羅しているわけではないが、基本的にはないはず。新興住宅地などにもある。マンション等で作っていないところはあるかも知れない。既存の町内会があるところに、新しい住宅地ができたときに、既存の方に入らないで、自分たちは作らないというケースはあると思われる。

委員一 11ページの4にマイバックの推進とある。大きいところは取り組んでいるが、頭打ちになっている。新しいきっかけづくりをどのように考えているか。水戸市にはコンビニエンスストアが数多くあるが、そうしたところへの向けての考えはどうか。大きいところから小さいところに向けての取組をしていけば、新たに入っていけるのかと思う。

執行機関一 これまでも様々な事業者に声掛けを行い、御協力をお願いしてきたが、それぞれの考えもあるので、引き続きそういった取組を検討しつつ、自分から袋を辞退するという意識醸成への取組も同時並行で進めたい。

執行機関一 最近はコンビニの店頭にもレジ袋削減のポスターが掲げられるなどしており、袋の要否を聴くようになった。スーパー系はかなり広がっているが、ほかはそれぞれ事情があり、例えば万引きの防止や危険物の取扱いの関係で広がらないところもある。そういったところとも連携が図れるよう、市でも考え行動していきたい。

委員一 これも意見であるが、コンビニにおける賞味期限切れの食品について、1店舗で平均30kg前後の廃棄物が出るようで、水戸市内全体では相当な数字になる。分別を依頼しても、コンビニ側、いわゆる本部ではやりたがらない。ごみの減量を徹底させるなら、決め事を作って、厳しく発信をしていただきたい。事業所によっては協力的なところもあるが、そうでないところも多い。コンビニの売り場面積は、相当な面積になる。スーパーに匹敵するのではないか。コンビニでもその場で調理したり、野菜まで販売していたりするので、スーパーと区別することなく、事業系ごみを20%削減とうたっているので、協力を求めるべき。条例となれば守らざるをえないから、ごみが減量していくのではないだろうか。

執行機関一 コンビニの店舗が数多く展開されていることを見れば、そこで発生しているごみの量は相当なものであると容易に想像がつく。あるコンビニチェーンでは、食品残渣をリサイクルに回している。またほかのチェーンでは、水戸市のリサイクルセンター稼働後に資源物の回収を開始するという計画を始めている。そういう動きもあるが、もっと促進するように進めていきたいと考える。

委員一 以前、車から自宅の敷地、山林の部分であるが、ごみ袋を捨てていく人を見かけたことがある。道路沿いなのでどうしても捨てられやすい。近所に協力を求めたり、地元の交番の警察官に話したりして、再発防止に努めたことがある。

会長一 そのような場合、車両のナンバーを控えて通報したりすると効き目があると考ええる。

委員一 10ページの1について、主な取組の中に出前講座とあるが、これから具体的にどのようなかたちで取組に入っていくのか御伺いしたい。

執行機関一 出前講座については、市の事業として行われているが、当課としては清掃行政分野で情報提供等ができると思う。今回の計画のもとでは、最優先事項であるごみの発生抑制・再使用を中心として、いかにごみを出さないかという面での発信を考えたい。

会長－ 出前講座はごみの問題のみならず，市全体としてそのような制度があつて，そのひとつの部門として，ごみの関係するテーマもあるということであろうか。

執行機関－ 生涯学習の一環として教育委員会生涯学習課で行っている事業であるが，いろいろな分野のメニューがあり，ごみ関係のメニューに登録しているので，要望があれば出向いて講義を行うというシステムである。

執行機関－ 出前なのだから，適正に活用するといふときは，営業活動をしなくてはならない。様々な地域団体において生涯学習が進んでいく中で，環境問題，ごみ問題に関心を持っていただいたときに，出向きましょうといふことを積極的に投げかけるという姿勢が大切と考えている。

委員－ 子ども会の組織においては，幼少からいろいろな角度から，遊びを通じて話をしていくのがいいと考え，昨年6月に少年自然の家で300人を集めて学習会を実施した。遊びを通して伝え，小さいうちから環境教育を実施していくことの繰り返しとなるが，いろいろな講習会や研修会も実施している。行政も各種団体と連携しながらやっていただくことで，少しずつでも前進させていただきたい。

会長－ それでは，いろいろな御意見をいただいたが，この素案について，審議会として，この案のとおり，基本的に了承することとしたいがいかがであろうか。

(全員異議なし)

会長－ 審議会として，素案について基本的に了承することとする。それでは，その他事項に移る。事務局より説明を願う。

執行機関－ 昨年の第1回審議会で，新たな計画の策定スケジュールを示したが，進ちよくが遅れたこともあり，今回の審議会で，修正したスケジュール案をお示しする。各種の手続きを踏まえ，10月に策定するという考えでのスケジュールとなっているが，審議会については，この後2回の開催を予定し，次回は計画の素案全体をお示しする。なお，スケジュール案では，次回審議会は6月下旬開催となっているが，日程の調整により，7月上旬の開催になる予定である。日程，場所については，改めて委員の皆様にお知らせする。

会長－ この件に関して意見はあるか。

(意見なし)

会長― では、ただいまの説明については、そのとおりお願いします。それ以外に、委員の皆様から、何かあるか。

(特になし)

会長― そのほかになければ、本日の議事は以上で終了する。

(閉会)